

特定非営利活動法人日本バイオインフォマティクス学会  
平成 29 年度臨時総会議事録

- 1 日 時 平成 29 年 3 月 27 日 13:30~16:00  
 2 場 所 産業技術総合研究所 臨海副都心センター 別館 11 階 第 2 会議室  
 (東京都江東区青海 2-4-7)  
 3 正会員総数 443 名  
 出席した会員数 153 名  
 内訳 本人出席 10 名  
 委任状出席 121 名  
 書面による議決権行使 22 名

4 議事録署名人選任の経過

定款第 26 条により議長は理事長が務める。議長が定足数を確認し、定款第 24 条の定めに従い本臨時総会が開催されていることが説明された後、議長が松田秀雄会員、川島武士会員、浅井潔会員を議事録署名人に指名したところ、満場異議なくこれを承認した。

5 議事の経過の概要及び議決の結果

第一号議案 平成 28 年度事業報告および収支決算の承認

議長は、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

第二号議案 平成 29 年度事業計画および収支予算の承認

議長は、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

第三号議案 役員の選任について

議長は本総会に先立って、本日 12 時より行われた会長指名選挙の報告を行った。会長（清水謙多郎）が平成 29 年 3 月 31 日に任期満了となるため、当法人の定款第 14 条及び細則第 3 条に基づき、理事 18 名（清水謙多郎、木下賢吾、小寺正明、瀬々潤、浜田道昭、松田秀雄、光山統泰、山口敦子、山田拓司、浅井潔、岩崎渉、荻島創一、五斗進、渋谷哲朗、白井剛、富井健太郎、中尾光輝、山西芳裕）および新理事候補者 5 名（川本祥子、門田幸二、藤淵航、粕川雄也、野村育子）による投票の結果、木下賢吾が過半数を獲得し会長に指名された。また、細則第 4 条に基づき、副会長に岩崎渉が指名された。両名を選任することを議場に諮ったところ満場一致をもって選任され、被前任者はその就任を承諾した。

また、議長は理事 10 名が平成 29 年 3 月 31 日に任期満了となるため、その改選について議場に諮ったところ、当法人の細則第 2 条に定める選挙（平成 29 年 2 月 28 日~3 月 9 日実施）により選出された理事候補者 10 名が満場一致で選任され、被前任者は、いずれもその就任を承諾した。改選される理事氏名は下表にまとめた。

| 平成 29 年 3 月 31 日で退任となる理事 10 名 |       | 平成 29 年 4 月 1 日に就任する理事 10 名 |       |
|-------------------------------|-------|-----------------------------|-------|
| 油谷 幸代                         | 浜田 道昭 | 山口 敦子                       | 倉田 博之 |
| 大林 武                          | 松田 秀雄 | 川本 祥子                       | 小寺 正明 |
| 金井 理                          | 光山 統泰 | 門田 幸二                       | 粕川 雄也 |
| 小寺 正明                         | 山口 敦子 | 藤淵 航                        | 山田 拓司 |
| 瀬々 潤                          | 山田 拓司 | 川島 武士                       | 元池 育子 |

第四号議案 事務局の移転について

議長は、平成 29 年 4 月 1 日から事務局業務を株式会社クバプロに委託することについて議場に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

また、上記業務委託の変更に伴い、同日付で主たる事務所を移転することについて異議なく可決決定した。

第五号議案 定款の改正について

学会所在地の変更に伴う以下の定款変更、および NPO 法の改正に伴う 2 点の定款の変更について、議長は、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

(事務所)

【現行】 第 2 条 この法人は、主たる事務所を 東京都江東区青海二丁目 4 番 7 号 産業技術総合研究所臨海副都心センター バイオ・IT 融合研究棟内 に置く。

【変更案】 第 2 条 この法人は、主たる事務所を 東京都千代田区飯田橋三丁目 11 番 15 号 UEDA ビル 6 階 株式会社クバプロ内 に置く。

#### 1. 総会の議事録に関する定款の変更

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

【現行】 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

【変更案】 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

#### 2. 理事会の議事録に関する定款の変更

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

【現行】 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

【変更案】 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

以上により議事が終了し、議長は 13 時 30 分閉会を宣言した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成 29 年 3 月 27 日

特定非営利活動法人日本バイオインフォマティクス学会

理 事 長 清 水 謙 多 郎

議事録署名人 松 田 秀 雄

議事録署名人 川 島 武 士

議事録署名人 浅 井 潔

